

第4回山梨県特別支援教育振興審議会 会議録

(平成22年10月12日掲載)

- 1 日時 平成22年9月10日(金) 午後2時00分～5時00分
- 2 場所 県立甲府支援学校 視聴覚室・多目的室
- 3 出席者(敬称略)
(委員) 飯ヶ濱栄治、尾嶋千恵子、齋藤 章、坂本ちづ子、白戸吉男、萩原公子
原まゆみ、藤巻秀子、森 博俊、山口勝弘
(事務局) 教育次長、総務課長、義務教育課長補佐、高校教育課長、
新しい学校づくり推進室長、教育委員会事務局主幹
新しい学校づくり推進室室長補佐、特別支援教育担当(5人)
- 4 傍聴者等の数 1人
- 5 会議次第
 - 第4回審議会
 - 1 開会
 - 2 会長あいさつ
 - 3 議事
 - 4 その他
 - 5 閉会
- 6 会議に付した事案の案件(又は議題)
 - (1) 就学前における特別支援教育の推進について【公開】
 - (2) 小中学校における特別支援教育の推進について【公開】
 - (3) 高等学校における特別支援教育の推進について【公開】
 - (4) 教職員の専門性向上について【公開】
 - (5) その他
- 7 議事の概要
 - (1) 議題1「就学前における特別支援教育の推進について」

(議長)

今回は、ライフステージに沿ったそれぞれの教育環境などについてご検討いただくことになっています。前回ご検討いただいた施設整備の問題なども念頭に置きながら、4つの課題について忌憚のないご意見をいただきたいと思います。それでは、議題1「就学前における特別支援教育の推進について」事務局からお願いします。

(事務局：資料により説明)

(議長)

就学前から義務教育へという、子どもたちにとっては学校教育の最初のステージです。これまでも峡東地域を対象とした「発達障害早期総合支援モデル事業」という文科省委託事業がありましたが、その成果がいろいろなところで上がりつつあります。就学前からの就学指導環境の整備は、これからも続けていく必要があると思います。

ここでは、二つの問題があるということで今ご案内がありました。一つは、就学指導の環境づくりに関わっての就学指導委員会についてです。設置当初は、人、予算等の問題があって一市町村単独での設置は難しく、いくつかの市町村で共同設置した経緯があります。そして

年月が経った今日、単独設置が可能になってきた地域について「単独設置としてはどうか」というのが今回の提案です。市町村教育委員会の果たす役割を考えた場合、現場に密着したところで対応ができるというメリットがあると思います。

それから、医療、福祉、教育、保健等の関係機関が連携して子どもの発達を促していく総合的な支援体制作りをしていく必要があります。改善はされつつありますが、縦割りということが優先されて、横のつながり、コミュニケーションがうまく取れない状況はあると思います。横のつながりで支援体制を作ることを具体的な作業として更に推進し、技術的にはどうしたらよいかというような問題も含めて、就学前の問題について主に二つの事柄に焦点化した提案を事務局からいただきました。

ご質問も含めて、ご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(委員：意見)

乳幼児期は、人生のスタートラインです。そこで、障害や問題が発見される。資料を読ませていただいて、「個別の教育支援計画」の存在を知りました。基本的にこの2つの方策を推進しているのは「県（教育委員会）」であるということだと思いますが、障害を持って生まれた子どもたちを、地域で「個別の教育支援計画」等を通して教育関係者と市町村の責任ある立場の人たちが一緒に見守っていく仕組みは、本県にはないと思います。

私は、長い間保健所にいたので、乳幼児期の情報を小・中学校へ伝えていくことの難しさ、また、学校教育時代の情報が大人になって戻ってきた地域へ伝わってこない状況を身を以て知る立場にありました。山梨県の場合は、いずれ地域に戻るという視点で、乳幼児期から将来を見渡した「個別の支援計画」を作ることが重要であると思います。

総合的な支援体制の構築について、「地域ごとに、県と市町村の医療、福祉、保健、教育等の関係機関が連携する場を設け、総合的な支援に取り組む」とありますが、イニシアチブは誰が取ってどういう役割を果たすか、イメージが見えてきません。2つの方策とも具体的に整理する必要があると思います。私は、一人の生涯を通じて支援に関わる関係者がこの計画に参画する仕組み作りが必要ではないかと感じています。

(議長)

ありがとうございました。何か事務局からありますか。

(事務局)

今回の提案は、あくまでも「県教育委員会が」という提案になっています。従いまして、「促進」という表現になっています。当然、市町村教育委員会に県が働きかけをしていくという取組が主になりますが、特に義務教育段階の就学の決定を含め、基本的には市町村教育委員会が主体的に取り組む必要があると思っています。しかし、これまで市町村教育委員会が主体的に取り組めるような働きかけが不十分であったことも事実です。今回はその反省の上で、このような提案をさせていただきました。

委員のご指摘に関してましては、別添資料12ページに「個別の教育支援計画等について」という資料を提示させていただいています。基本的には、「個別の支援計画」は生まれてから生涯を通して作成するもので、その中で学齢期の支援計画のことを「個別の教育支援計画」としています。幼児期から義務教育段階への移行期において市町村教育委員会が中心となり作成し、就学前の段階の「個別の教育支援計画」について取組を進めましょうということが、今般新たに示しているところです。それを受けまして、市町村教育委員会が主体となって取組を推進していく必要があるだろうと考えています。

(議長)

ありがとうございました。

(委員：意見)

就学指導體制の問題について意見を述べたいと思います。これから日本の特別支援教育もインクルーシブという形で、世界の流れに沿って改革が進んでいくと思います。その時に法

制度上どうなるかは別にして、当事者や保護者が学校を選択していくことはだんだん強くなっていくだろうと思います。私自身も、そういう方向で動くべきだと思っています。その時に、少なくとも子どもの意見を汲んだ形で保護者などが要望していることを、しっかり受け止めた相談支援をしていくという観点で就学指導体制を考える必要があると思っています。これは、一つの視点として受け止めてもらえれば良いと思いますが、保護者の学校選択が意味あるものとなるような相談支援ができるシステムを作っていくことが大事だと思います。そう考えると、就学相談はどのような中身でやっていくのかを含め、内容を充実させる方向を探っていく必要があります。現場に近い市町村がその役割を担い、そして就学相談の中身をどうつくっていくのかというノウハウを県教育委員会がしっかりとサポートするシステムが必要ではないでしょうか。

(議長)

今いただいた意見は重要な視点です。身近な市町村教育委員会が就学指導についてどれだけの情報を持ち、どれだけ保護者を含めた関係者のニーズを受け止める機能を持っているかが一番大事なところだと思います。結局はここで上手くいかないと、就学先を決定する際にトラブルになってしまいます。保護者とのコミュニケーションができていないことなどがきっかけになっています。そう考えると、市町村教育委員会の就学相談や就学指導の中での機能を向上させていくことが大事であり、提案されている市町村単独で就学指導委員会を設置していくという方向は、地域に密着した形で、更に充実させていくという点で非常に有効であると考えます。

(委員；質問)

今までの長い歴史の中で、就学指導委員会の単独設置が少ないことの原因をどのようにとらえていますか。私自身は体制整備の推進には賛成ですが、教育委員会連合会にこの話を持ち帰った時、27市町村の中には小さなところもあります。その小さなところでも設置できるのでしょうか。私の立場からすると、「この方針は賛成ですよ、でもどうしますか」ということになってしまいます。

(事務局)

冊子「山梨の特別支援教育」の42ページをご覧ください。そのページの下に現在の地区就学指導委員会設置状況を示しています。

この地区就学指導委員会については、昭和46年に開催された第1回特殊教育振興審議会、「心身障害児の判別及び就学指導の組織を充実する方途について」という諮問に対して、「関係市町村の共同設置を考慮する」という答申をしたことから始まっています。この当時の状況としては、非常に小さい単位の市町村の区分だったこと、仮に就学先の判別をしても養護学校、特殊学級という受け入れる場が限られていたという背景の中で、このような方向性が出され、見直しをされずに今日までできていると承知しています。そういったことから、今回、「市町村単独による設置の方向性」という形で提案させていただいています。

(委員；質問)

「個別的教育支援計画」は、基本的に関係者が集まって検討するということが大事ですが、作成にあたって保護者がきちんと入るということはどうなっているのでしょうか。保護者と関係者が一緒に作っていけば、就学に関するトラブルは起きないのではないのでしょうか。

(委員；意見)

作成にあたって、保護者も関わっています。ですからトラブルは起きないと思います。

現在、特別支援学校では作成してもらっていますが、我が子の就学前にはそのような計画の作成はありませんでした。

(委員；意見)

就学前から計画があれば、保護者が了解する中で就学指導が進められ、トラブルは起きな

いのではないでしょうか。

(委員：意見)

総合的な支援体制の構築について、方策の中に、就学前における「個別の教育支援計画」、「相談支援ファイル」等の作成を促進するとあります。他県では既にサポートファイルとして作成されているものがいくつかあります。サポートファイルを所管しているところは、教育委員会であったり、福祉部局であったりします。他県のサポートファイルの内容でいいなと思う部分は、ライフステージごとにファイルができていたり、ファイルに記載する項目がライフステージごとに細かく設定されているところです。また、ファイルの管理については、保護者が管理しているケースや、関係機関が原本を順次保管し、保護者と発達支援センターを合わせた三者でそれぞれ保管するケースなどがあります。このようなものが学齢期だけではなくて、就学前から作成されていれば、就学後の担任にとってもわかりやすいと思います。山梨県でもこういったものを作っていただけるとありがたいです。

(議長)

ライフステージということを念頭に置いて、引き継いでいく上でのファイルみたいなものについて、事務局からありますか。

(事務局)

資料にお示しはしませんでしたでしたが、山梨県では、「個別の教育支援計画」の作成に当たってリーフレットを作成し、HPからもダウンロードできるようにしています。作成に当たっては、基本的には保護者の同意を前提としており、同意がない場合は作成しないことになっています。学校の教育課程における「個別の指導計画」は教員が主体となり作成していますが、「個別の教育支援計画」は、保護者と学校だけでなく、医療、福祉、保健等の関係者も含めて作成していくものになっています。また、「個別の教育支援計画」の様式については、それぞれの自治体が独自の様式で作成して構わないということになっていますが、山梨県は関係する機関が重複することもあるので、関係機関で混乱が起きないように、県下統一の様式で取り組んでいます。これは全国でも珍しいケースであります。

また、甲府市においてグランドモデル事業に取り組んでいただいている中、「相談支援ファイル」というものを作成していただきました。今後このファイルの活用を促進していきたいということで、方策の最後に「相談支援ファイル」作成等の促進を記載させていただきました。

(委員：意見)

就学指導体制の整備についての提案の中に、市町村の就学事務担当者について記載されています。私の市でも、担当者は2年くらいで配置換えがあります。きめ細かな対応ということ考えた場合、このような状況にも配慮をお願いしたいと思います。また、地区就学指導委員会が就学先を判断し、保護者に伝えることになっていますが、現実には保護者の意見が尊重される傾向にあります。ただ、障害のある児童生徒を通常の学級に受け入れた場合、担任の努力、あるいは学校の努力だけでは、残念ながら保護者の希望に全て応えられるとは限らないという現状もあります。次の議題にも関わるところだとは思いますが、受け入れ側としてそこが課題になるところであります。

基本的には、この就学前における特別支援教育の推進方策の流れはよろしいかと思います。

(議長)

ありがとうございました。

(事務局)

今、委員からご意見がありましたように、市町村職員は専属で就学指導に当たっているわけではない状況は承知しています。従いまして、県の方でも「障害のある子どもの就学指導ハンドブック」を作成し、市町村にも配付させていただきました。このハンドブックを使っ

て引き継ぎ等に活用していただけるものと考えています。

(議長)

就学前については、2つの点に焦点を当てて検討していくという方向をお認めいただければと思います。いずれにしても、就学指導体制の整備にしても、総合的な支援体制の構築にしても、就学前だけの話ではなく、またそのステージだけで解決できる話ではなく、小・中学校、またそれ以降も同じような問題が繰り返し出てくると思いますので、そういう意味で今出たお話も、継続して小・中学校等々を検討する場合にも念頭に置いていただきたいと思います。

(2) 議題2「小・中学校における特別支援教育の推進について」

(議長)

小・中学校における特別支援教育の推進について、事務局からお願いします。

(事務局：資料により説明)

(議長)

ご質問も含めて、お考え、ご意見等お願いします。小学校、中学校をまとめて、いろいろな側面からのお話がありましたけれども、特別支援教育の推進ということで、大きく4つの視点に便宜的に分類させてもらって、それぞれのところでの方向性は、というお話でございます。

(委員：意見、質問)

先程の続きになりますけれども、この提言は強力に推進してほしいところがいくつかあります。「支援体制の充実」に関わって、支援員の問題についてですが、私の市では21校に21人配置しています。国からの地方交付税の措置ではこの数が限界だと担当者は言っています。支援員一人当たり120万円の予算が来ているようですが、雇用条件や学校での活用を考えると、実際には、この予算だけでは対応しきれないため、ニーズのある学校の全てに配置することができていません。その辺については指導を願いたいと思います。

現場の教員が、通常の学級の中で、保護者の意向によって在籍している障害のある児童生徒を教育していく中で大変なのは、教育サービスを求める保護者の要望が非常に強いことです。通常の学級の場合30～40人の子どもたちを担当しますが、これに加えてそういった子どもたちをカバーしていくということになると、担任は非常にきつい部分が出てくるということになります。

知的障害特別支援学級に重度加配というものがありますが、この人数は増やせないのでしょうか。そして、自閉症・情緒障害特別支援学級在籍者数が4.7倍に増えているということですが、自閉症・情緒障害特別支援学級にも重度加配をしてもらうことは可能でしょうか。

通常の学級で、発達障害の子どもだけではないが、3人ぐらいが席を離れてしまうと一人の教員では対応できず授業が成立しなくなります。その様子を見ている他の子どもたちが、その担任に対して力量がないと判断してしまい、そういうプレッシャーを受ける中で心を病んでしまう担任も出てきている現状があります。特に子どもが少なくなって各学年が単級になると、そのような問題が発生した場合、カバーしてあげないと、6年間その子どもたちは同じ状況で過ごすことになります。校長研修等で校長のリーダーシップという部分はきちんと押さえてもらうと同時に、教師が心のゆとりを持てるような人的配置も考えなければならぬと思います。そういう意味でも、県と国とが本腰を入れて取り組んでいただきたいと思います。

(議長)

ありがとうございました。

(委員：意見)

市町村で支援員を配置していますが、私のところでは、校長が直接知り合い等を頼って支援員を探しています。経験のある人を見つけることは難しく、結果的に経験のない人に対応してもらっています。そういう支援員に研修を受けさせたいと考えますが、現実として研修へ行くための旅費が出せません。研修に行く身分の保障もないことから、校長としては研修を受けさせられない状況があります。国からの交付税だけでは賄い切れない部分があります。この点については、改善をお願いしたいと思います。

提案された方策については、強力に進めていただければありがたいのですが、「教育的ニーズに応じた指導の改善・充実」に関して、教員の専門性の問題が出てきており、「当該者が長期的に特別支援教育に携わることができるシステム」とありますが、具体的なイメージがなかなか湧きません。現状では、様々な事情があつて短期間で交代せざるを得ない現状があります。専門性をどう高めていくのか、校長の努力が必要と思いますが、具体的にどのようにイメージしているのかお伺いしたいです。

(事務局)

最初に、特別支援教育支援員についてお答えします。支援員については、平成19年度から具体的に地方交付税置がされ、平成19年度は250億円、その後増額要望等により、本年度は408億円とかなり増額となっております。

雇用形態は、市町村によって、教員免許所有者を採用したり、教員免許は全く問わずに採用したりと様々です。経費に関しても、資格要件に照らして単価を設定しており、単価を抑える工夫をしているところもあります。単価を抑えて人数を確保している市町村もありますし、チームティーチングができるくらいの指導力を求めている市町村もあります。設置状況については、県で把握しているものを市町村にお伝えしていますので、他の市町村の状況を見ながら工夫してほしいとお願いしているところです。

また、採用方法につきましては、校長先生が支援員を探している市町村もあれば、市の広報で募集し、教育委員会で面接をして採用しているところもあります。現場の校長先生方のご負担を考えますと、私どもとしましては、市町村教育委員会が主体となって採用していただきたいと考えています。

支援員の研修につきましては、基本的には市町村教育委員会に雇用されている方々なので、市町村教育委員会において研修の機会を保障すべきだと考えます。しかし、小さい町村もありますので、県教育委員会では、例年6月から7月にかけて県内5ヶ所、各教育事務所単位で半日の研修会を開催しています。旅費の問題と研修時間を勤務時間にすべきかどうかという問題について、市町村によって考え方も様々ですが、研修会に校長先生やコーディネーターの先生も参加していただき、先生方の車に同乗をお願いしたり、できるだけ旅費等の負担が少なくなるような会場設定したりと配慮しております。研修後のアンケート結果では、「今後もこの研修を続けてほしい」といったご意見もいただいておりますので、今後も続けて開催して行きたいと考えています。

次に、ご質問のあった教員の人事につきましては、後ほどの「議題4」にも関わりがありますが、専門性を備えている先生方の配置を十分に考慮していただければ、もう少し長期に渡って特別支援教育の担当という形で継続した配置もできるのではないかと考えています。これは、小・中学校における教員の年齢構成の問題などもあり、私どもはその辺のところを所管していませんので、ズバリこういう方法があるというお答えはできませんが、今後この方向性が認められる中で、特別支援教育の学級担当者の配置について考慮していただけるような対応策を考えていきたいと思っております。

次に、重度加配についてですが、今年度は、知的障害特別支援学級において障害が重度である、または自閉症等を伴って多動であるといったお子さんが複数在籍していることを条件に、一学級は8人が定員ですので限りなく8人に近い学級に配置させていただきました。

40を超える学校から加配の要望がありましたが、今年度配置できたのは15校(8人分)です。義務教育課では、「重度加配」の他にも「きめ細か」「不登校」「生徒指導」などの加配をしています。配置できる人数は決まっているため、ある加配が必要となれば他に配置出

来る加配の数は減ってきます。それで、今年度は15校に配置という対応になりました。

重度加配につきましては、一覧表にもありますように、人数的に多いのは知的障害のお子さんということもあり、今年度は知的障害特別支援学級に限って配置しています。

来年度、重度加配を募集するに当たり、自閉症・情緒障害特別支援学級も対象として考えていきたいと思えます。ただ、自閉症・情緒障害学級一学級当たりの在籍者数は多くても5人～6人ですので、お子さんの状態について総合的に判断しながら、市町村と協議した上で、限られた人数の中、配置することが有効かよく考えていきたいと思っています。

自閉症・情緒障害特別支援学級設置数が4.8倍も増加し、今後どうなるかというご質問がありました。学級設置につきましては、毎年、市町村教育委員会とヒアリング等を行い、状況を勘案しながら検討しています。この場で設置数の増減についてお話はできませんが、1人学級の状況を見ていただいてもわかるように、その学級を設置する必要性について十分検討していくということです。

自閉症・情緒障害特別支援学級設置の基本ルールとしては、センター的な配置とし、広域設置となっています。市町村合併前の市町村を単位とし、各市町村に小・中学校へ1学級ずつ設置という考え方が基本です。しかし、児童生徒の状態からどうしても設置が必要と県教育委員会が判断し、1学級以上の設置に同意したところもございます。

また、知的障害を伴う自閉症の場合、基本的に知的障害特別支援学級への入級と考えています。知的障害が軽度、もしくは知的障害を伴わない自閉症のお子さん方は、自閉症・情緒障害特別支援学級での指導が必要と考えています。教育課程を編成する上で、知的障害特別支援学級では特別支援学校の教育課程を用いることとなりますが、自閉症・情緒障害特別支援学級は、通常の学級の教科に準ずる指導が必要となる場合が多くなりますので、基本的にはそういう分け方をさせていただいています。このようなルールに則って市町村教育委員会と協議しながら、来年度の設置を進めて参りたいと思えます。

(議長)

ありがとうございました。

(委員：意見)

特別支援学級だけに絞って意見を述べさせていただきたいと思えます。

前提として今日の提案で、これからの特別支援教育の体制を推進する時に、通常の学級でのサポート、通級指導教室の充実、特別支援学級、そして前回まで検討してきた特別支援学校と、今まで培われてきた障害を持つ子どもの教育を、現在設置されているいくつかのシステム、当事者の側からすると選択肢として用意されている多様なシステムを意識的に大事にさせていただきたいと思えます。その上で、特に特別支援学級について意見を述べさせていただきますと、1人学級が非常に多い、3人学級まで見れば全体の約8割になっています。特別支援学級の定員は1学級8人が標準だと考えられているわけですが、これだけ少人数で学級が編制されているということは、そもそも特別支援学級の本来の役割が追求できるのかという問題も生じてくるのではないかと思います。

具体的には、一方で少人数の集団的な活動を保障しながら、他方で一人一人のニーズをしっかり受け止めて個別的な対応もできる場所であること、また、子どもたちの途中転入がかなり増えてきていることから考えると、通常の学級では十分に適応できなくなり、様々なストレス等を抱え、場合によっては不登校傾向等になって特別支援学級に入ってくる子どもたちの安心・安全な居場所として機能しなければならないといった問題があります。

特別支援学級は、子どもたちにとって安心・安全な居場所であるとともに、小集団の中で友だち同士関わり合いながら、自分たちの持っている可能性を自分自身で確かめ、成長・発達していく場であると思えます。そうなりますと、少人数でかなり密度の濃い小集団での学習活動もそれなりに追求される必要がありますし、教科などの学習は子どもたちの実態に合わせながら追求していく必要があると思えます。

もう一つ大事な問題は、保護者が障害児を抱えているいろいろな困難に直面している現実です。保護者の相談相手になりながら子どもの成長・発達を一緒に支えていく、特別支援学級やその担任はそういう役割を持っています。その役割が果たしていけるような特別支援学級の条

件をどのように考えていくかということが問われないと、ただ単に学級数が増えたというだけでは評価ができないという気がします。

そのような学級の質を作ろうとした時に、どこから手を付けたらいいのでしょうか。率直に言って事務局の提言を見ると、かなり手を焼いているのではないかという感じがします。なかなか手の打ちようが見つからない、どこから手を付けていったらよいかかわからないのではないかと感じてしまうわけです。

例えば、教員に専門性がない、特別支援学級の担任で免許を持っているのは10%くらいしかいない、特別支援学校の教員免許を持っていれば専門性が高いとは必ずしも言えませんが、一つの指標にはなるだろうと思います。そういうことを考えますと、少なくとも学級の担任は免許所有者を優先的に配置する、または、できるだけ免許を取らせるような研修をするなど、具体的な措置が必要ですし、特別支援学級1学級当たりの人数がこんなに少ないのであれば、先ほど、自閉症・情緒障害児特別支援学級は広域設置をしているという話がありましたが、例えば、通学手段は適宜相談しながら案を練るとして、学校区をやや広げるとか、拠点校方式で2つの小学校で1学級とか、一定の小集団で学習ができる学級設置をするなど、具体的な形から作り替えていく努力をしないと実践の中身そのものが進まないのではないのでしょうか。特別支援学級の固有の役割が発揮できるような状況を作りながら、多様なシステムの一つとしてきちんと位置付けていくべきだと思います。

通級指導教室というのは、限られた時間の中で、一定のサポートをすれば通常の学級で十分に学習できる子どもたちを受け止めているわけです。そういう意味では通常の学級で学び、育てていくということを基本にしながら、それをサポートしていくという観点から通級指導教室を位置付ければいい、内容を検討していけばいいと思っています。しかし、特別支援学級は、居場所という問題がベースにあって、子どもたちはそこをベースにして学校生活を送り、学び、成長していくわけです。その部分を大事にした改革のプランを出していかないと、具合が悪いのではないかなという印象を持っています。

(議長)

ありがとうございました。

(委員：意見)

私は、25年前に、特別支援学級の担任として一人で4～5人を担当していました。支援員が見守りだけでも入るといった状況は、あの頃を考えるとうらやましい限りだと思っています。しかし、私が特別支援学級の担任になった時も、私を孤立させないために校長先生や、研究主任などが意識的に助けてくれました。そして交流先の学級に行っては芸術科目とか体育などを一緒に同年齢の友だちと学んだり、一緒に給食を食べたりすることで、集団の中で人間関係を作っていくことができました。そういうところで、いろいろな先生方が応援してくれました。

どの学校も組織的に動いてくだされば、先生が孤立しません。障害児が在籍しているクラスの担任が孤立しない、子どもに向かう姿勢を失いません。それから、絶対に校長先生のリーダーシップであると思いますが、校長会などが組織的にきちんとやっていただくということと、そして継続して支えていく、お互い支え合いをしていくということが必要です。それから、教育に限らず、保健、福祉、医療の関係者が一緒になってライフステージに沿って小学校から中学校へ、中学校から高校へと、社会とのつながりも考えながらきちんと送っていきけるようにしたいと思っています。

先ほどの相談支援シートを見れば、「ああ、あの時、ああだったな それじゃこうしようね」等と、関係者が限りなく一緒にやっていけるのではないのでしょうか。

専門性という面では、校長も一般教員もしっかりと研修を受けるべきだと思います。初任者研修、2～3年のリーダー研修、管理職の登竜門として県教育委員会がそれぞれ位置付けてやっていただきたいと思っています。具体的には、初任者研修の内、一週間は特別支援学級での研修や障害児の研修を受けるようにしたらどうでしょうか。継続して組織的に専門性が高められるようお願いしたいと思います。まして、発達障害や情緒障害など、多様なニーズを持ったお子さんたちがいます。これから25年間も（特別支援学校の在籍者数が）増

え続けるという中で、スピード感を持って継続して研修していかなければならないということは目の前に迫っていることだと思います。提案を見ると、「そうだよな、そうだよな」と思うことばかりですが、それではいつまでに障害者プランとすり合わせるのかなど、期間を決めて行い、研修もしていかないと、ただ書いてだけで終わってしまうような気がします。25年前と比べてどこがどう変わったのか、見えているようで見えないところです。

私たちも、地域で暮らす学校段階の子どもたちから暮らしを支えています。「個別の教育支援計画」につながっていくというところでは、大事な役割をさせていただいていると思います。一緒にやっていきたいと思います。

(議長)

ありがとうございました。

(委員：意見)

先ほどから支援員の話が出ていますが、渋谷区では、昨年度からモデル的にお金を出して支援員を養成し、今年度も予算を立てているそうです。山梨県でもそういった取組ができるといいと思います。

発達障害の子どもを持つ保護者の立場からお話をさせていただきますと、「個別の教育支援計画」を作っていただくことはとても有効なことだと思います。中学校進学時に、通常の学級か自閉症・情緒障害特別支援学級か悩んだ時、計画を立てていただくことで共通した意識の基で中学校に上がることができました。しかし、担任が替わる度に保護者が最初から説明しなければならないということがあります。保護者としては、この労力がとても大変です。それをしないための「個別の教育支援計画」だと思いますが、不合理を感じます。引き継ぎがしっかりされていれば保護者が再度説明する必要もなくなると思います。作ったからいいということではなく、保護者等の声も拾っていただきながら、研修会等で活用について丁寧に伝えていっていただきたいと思います。

通級指導教室の充実に関して、ことばの教室の会議にも出席させていただいたことがありますが、その頃の印象として、本来、言語障害、構音障害を対象とする教室ですが、発達障害の子どもが非常に多かったと感じています。また、ことばの教室の担当と在籍学級の担任の連携があまりできていないという印象がありました。この点を課題としてほしいです。

私としては、サポートルームを充実させて、親のフォローも含めて取り組んでいただきたいと思います。

教育的ニーズに応じた指導の改善等については、問題がとても大きくて大変なことだと思いますが、今から「個々のニーズに応じた」特別支援教育をもっともっと分析してやっていかないと、こういう子どもたちは年々増えていくと思います。

先日、ある病院で、通常の学級で支援をしてもらっている子どもの母、特別支援学校に行っている子どもの母、そして特別支援学級に行っている子どもをもつ母という立場で話をしたり、意見交換したりする機会がありましたが、その中で、就学相談の情報を流しても「敷居が高い」という声もありました。連携について考えると、こういった病院の場に就学相談員の方が来てくださるとスムーズにつながるように感じました。

(議長)

ありがとうございました。それぞれのお立場から、それぞれとても大事なコメントをいただきました。「小中学校における特別支援教育の推進」の方策を一つ一つを具現化していく時に、とても必要のご意見だと受け止めています。

一つ一つが大変難しく、しかも時間もお金もかかり、お互いの協力がないとできません。立場ある人に何か求めてもそれだけでは実現できない話であって、それこそ言い尽くされたことばですが、フォローアップしていくということが必要ですし、その際、誰がコーディネートをきちんとくださるのか、それぞれが縦割りで旗は振るけれど、まとまりがなく保護者や子どもたちに対して何のメリットも生まれてこない。そんな繰り返しになってしまいます。これまでのいろいろなご意見は、支援体制の充実を実現していく時に、少しでも形あるものとして実行していくことを前提に出されていると思いますので、反映していきたいと思

います。

支援員の問題についても、予算は120万円、1ヶ月10万円という中で支援員をお願いすることが大変難しい。けども必要なのですね。やはり、一人の子どもとその子を養育していく保護者に密着して、ずっと5年、10年、20年を一緒に歩んでいけるような体制作りをしていかなければならないと思います。

教員も、そこで自分のアイデンティティーを得られるような、そういう体制作りをしていかないと、専門性を云々、研修を云々と言っても、なかなかそうはいきません。だからそういう意味で、生きた人間がそれぞれの立場でみんなの出番ができるような、そういうことを実現するためには、技術的には今日ご提案させていただいたものに、みなさんのご意見も含ませていただきながら、具現化の第一歩、第二歩を進めていただければと思います。よろしいでしょうか。

(3) 議題3 「高等学校における特別支援教育の推進について」

(議長)

それでは、「高等学校における特別支援教育の推進について」事務局より説明をお願いします。

(事務局：資料により説明)

(議長)

高等学校における特別支援について、これから本格的に取り組むということです。ご意見、ご質問含めてお伺いいたします。いかがでしょうか。

(委員：質問)

高校はこれからだと思います。基本的にはこの方針で、高校モデル事業の実践研究を進めていくことでよいと思いますが、小・中学校と高校の違いは、小・中学校は義務教育なので、同じような問題の現れ方をすると思いますが、高校は、学校によって問題の現れ方は違うと思います。一律に、高校全体で特別支援教育を推進していくのは難しいと思います。問題が現れている高校から、重点的に始めていくスタンスが必要ではないでしょうか。

高校で実践的な研究を試みる場合、どこが切り口になるかということです。校内委員会の中身をきちんと作っていくことが、高校の具体的な動きを作り出していく初めの一步であると考えます。困難な生徒についての具体的な検討を始め、それを元に支援体制の歯車を回していくことが必要ではないかと思います。

(議長)

高校は義務教育ではないので、現状をみると、私立高等学校の果たす役割が大きい。公立高校と連携していくことが必要であるが、本日の高校における特別支援教育の推進については、公立高校を中心に考えているのでしょうか。

(事務局：答弁)

基本的に、公立・県立高校を中心とした取組みを考えています。また、問題が現れている典型的な高校からモデル事業を進めようとしたのですが、入り方が難しく、進めることができませんでした。そこで、障害福祉課の市町村モデル事業と連携し、現在、取組みを進めているところです。

(議長)

ありがとうございました。

(委員：質問)

高校の次は就労があります。高等部を卒業し、社会に出る時に、家族や当事者は悩みます。そのことには触れられていませんが、別のところで触れるのでしょうか。

(議長)

就労との関係ということですが、事務局、どうでしょうか。

(事務局：答弁)

モデル事業では、生活支援、就労支援も合わせて進めていくことを考えています。また、高校の特別支援教育コーディネーター研究協議会では、就労支援センターの情報や文部科学省のモデル事業の様々な特色を持った高校での実践事例等を伝えるなどの取組みをしています。しかし、就労については、学校での取組みに委ねているというのが現実です。

(議長)

就労を念頭に入れるがゆえに、特別支援学校の高等部、普通高校で何をどのように考え、実現しなければならないか考えていく必要があります。それぞれの子どもたちの就業を考えると、十人十色です。高校における課題では、就労についても、もちろん念頭に入っているとご理解ください。

(委員：質問)

国で高校における発達障害支援事業をやっていますが、昨年度は国公立で14校が研究をしています。また、就労に関して文科省と厚労省で連携をし、就職支援情報提供等をしていく動きがありますが、県の事業は、この国の動きと準拠した形で進めているのでしょうか。

(事務局：答弁)

福祉保健部が所管する「モデル市町村支援体制サポート強化事業」と連携しながら進めていくので、厳密に国の事業とリンクしているわけではありませんが、教育分野については、内容的に国の事業に準じた形で取り組んでいきたいと考えています。

(委員：意見)

高校のモデル事業に直接は関わりませんが、わかば支援学校では、特別支援学校におけるセンター的機能の一環として、「就労支援ワーク」というワークショップを地域の中学校、高校に通う軽度の発達障害のある子どもとその保護者を対象に実施しています。学校や企業場で働く体験をし、将来の職業人としての自分をイメージする大切な場となっています。高校のモデル事業の中に位置づけていきたいとは思いますが、現在は模索をしている状況で、これからの課題だと思っています。

(議長)

特別支援学校の高等部の場合は別ですが、普通高校の場合、就労について現実的な課題としてとらえているのでしょうか。

(委員：意見)

高校の現状について、経験的に言うと、学習が困難で進級が危うい生徒は、教員が一生懸命に特別な指導を行い、卒業を目指します。そのような指導で何とかする生徒は、教員が発達障害とはとらえていない可能性がある一方で、支援が必要と考えられる生徒の割合は低くなる可能性があります。グレーゾーンの子どもを発達障害ととらえるのか、特性としてとらえるのかというのは微妙なところであり、高校としては、特性としてとらえて対応し、それでうまくいっているのであれば、無理に発達障害ととらえる必要はないのではないかと思います。

また、保護者の感覚として、高校入試に合格し、入学しているので、発達障害と言われても納得しにくいところがあります。特別支援学校で学んでいる保護者やお子さん方とは、その点が違うと思います。教員側としても、特別支援学校の指導を受ける方がよい生徒であると思っても、保護者が支援を必要と認めない場合、指導が困難となります。

就労についてですが、いったん発達障害と診断されると、就労できないのではないかという不安が現実としてあります。就労に関しての支援をプランの中に入れていただきたい。

高校において特別支援教育が進まないのは、教員に熱意がないのではなく、このような事情があると思います。

(委員：意見)

関連してですが、高校も、様々な特性によって困難がある子どもが多い学校と、そうでない学校があるというお話でしたが、定時制や通信制の学校では、このような支援を必要としている学校があると思います。定時制や通信制の学校の実態をお聞きすると、特別支援教育という枠組みではありませんが、対応としては、生徒指導であったり、メンタル的なケアであったり、丁寧に取り組まれていると感じました。特別支援教育コーディネーターの指名がなくても、生徒指導の担当者が、内容的に対応できる方向に向かうことも考えるべきです。

先程のご意見にもありましたが、高校に入学した生徒さんは、障害の受容や理解という障害の概念で、対応することが難しいということがあります。

(委員：意見)

付け加えですが、「個別の教育支援計画」について、グレーゾーンの生徒については中学校段階から作成されているわけではないので、高校段階から作成することは難しいと思います。

また、特別支援教育という名前ではないが支援を行っているというお話がありましたが、一生懸命指導しても、またやろうとしてもできないことがあることを、理解しながら実践することが大切なので、そういった面では、特別支援教育の視点が重要であると思います。

(委員：意見)

高校の実態については、示されたパーセンテージは正確ではないと思います。学校側に発達障害であることを伝えているかということ、そうでないことがほとんどで、保護者や本人が拒み伝えていないことが考えられ、実態把握は難しいと思います。特別支援教育で括るか括らないかという問題も大きいですが、「個別の教育支援計画」が立てられていても、就労まで結びつくことは難しいと感じました。職業高校では就労に結びつくかもしれませんが、普通高校は、就労に関わる関係機関との結びつきが薄いこともあるのか、就労までは結びつかないと思います。

高校に進学しても、問題が大きくなって、また保護者は悩みます。最終的に高校を卒業してからどうするのかということ、引きこもりや二次障害になっている場合もあり、問題は幼少の頃より大きくなると思います。これらの課題を分析していただき、高校での支援を充実させていただきたい。

(議長)

今のご意見も踏まえ、就学前から社会に出るまで、一貫した子どもの理解と支援の環境を具現化していくために継続的に検討を進めます。

(委員：意見)

学校を終えた後の就労の側からの話ですが、高校や特別支援学校を卒業した両方の方々を、就労生活支援センターやジョブコーチが何らかの形で、期間や内容の違いはあっても、必ず就労のサポートをしています。

モデル事業については、継続するための方途を記載し、就労を初めとする地域生活を見据えた内容を加えていただきたい。きちんと、予算面、人的な面での内容も具体的に記載すべきだと考えます。

(議長)

ありがとうございました。高校については、ここに挙げられている3つの内容について具現化していくということで作業を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(4) 議題4「教職員の専門性の向上について」

(議長)

それでは、教職員の専門性の向上について事務局から説明をお願いします。

(事務局：資料により説明)

(議長)

教員の専門性について、先ほどから話が出てきていますが、私からお願いしたいことがあります。研修の中に、体験学習を取り入れていただきたいということです。一般的な講義形式だけの研修会では実践に結びつかないことが考えられ、子どもたちや教員のことを考えると、研修は、すぐに実践に役立つ、助けになるという研修でないといけない。先生方が自身の経験を元に、実感を伴った内容を取り入れる研修会を可能な限り実施するべきだと考えます。研修を通じてキーパーソンを育てる必要もあります。また、特別支援学校と小・中学校の人事交流や給与面での配慮も必要だと思います。ある地域では、小・中学校の教員が一定の期間支援学校の教員をし、地域に戻って特別支援教育のキーパーソンとして指導をしています。やはり、義務的な研修ではなく、専門性を高めるひとつの課題として研修を考える必要があります。

(委員：質問)

昔から、小・中学校と特別支援学校の人事交流はされていたと思いますが、ここに挙げられている人事交流は、どのような内容なのかお聞きしたい。

(事務局：答弁)

小・中学校、高校と特別支援学校の人事交流については、現状は特別支援教育の推進という意味合いで行われているものではありません。小・中学校、高校から特別支援学校に行くが、特別支援学校から小・中学校、高等学校に出るケースは、ほとんどないのが現状です。例えば、秋田県や長野県は、研修の人事交流ということで、特別支援学校と小・中学校の人事交流を3年程度の期間をめどに実践しています。小・中学校にとっては専門性の向上、特別支援学校にとっては教科指導の専門性の向上を目的に人事交流が行われている。そのような事例に学びながら、研修交流による特別支援教育の推進に視点をおいた人事交流を図りたいと考えています。高校については、教科指導の問題がありますので、高校のコーディネーターを3年ほど特別支援学校に研修として人事交流し、特別支援学校からは、中学校、高校の教科の免許を持っている教員が高校で教科の指導をしながら、中学校、高校において特別支援教育の考え方を広めていくことが可能ではないかと考えています。

(議長)

ありがとうございました。

(委員：意見)

是非、人事交流は進めていただきたい。これからの特別支援教育は、通常の学級、通常の学校でどのように進めていくかが課題であるので、そこで人の（教員の）交流が途絶えていたのでは発展しないと思います。もうひとつは、教員免許の問題ですが、一定の目標を持って研修や採用時の配慮をし、特別支援学校の免許をもっている教員を増やすことを進めた方がよいと思います。数値目標等をもって具体的に進めていただきたい。

議長から提案があった、研修の中身に体験的な内容を増やすことは賛成です。ロールプレイなどの演習的なことも取り上げられているが、一番力がつくのは、教員自身が現場での実践を省察することであり、できれば専門家と共同で検討するような場が必要です。学校現場では、教員自身が実践を通して子どもについて学ぶことになる。そういう意味では、学校の中で行われる研修についても充実させていくことが大事であると考えます。

(委員：意見)

今の発言に関連して、担当教員の専門相談の機能を充実させることや、担当教員同士のグループを形成するなどの具体的な内容があるといいと思います。実践研究の推進とありますが、教員グループで学びあうような内容があってもよいのではないのでしょうか。

(議長)

今のご発言については、現在も取り組んでいる内容もあります。特別支援教育専門家チーム等の取り組みで、学校からの要請を受けて学校訪問を行い、教員の日常的な実践の評価をするなどの取り組みをしています。これらの取り組みを拡大していくという趣旨のご発言と理解しました。

(委員：意見)

確認と要望ですが、長期研修や免許更新制等のコマの中に、特別支援教育に関わる研修を加えてもらいたいと思います。

(委員：意見)

専門性の向上において、特別支援学校免許をもっている教員を増やすことに対し、数値目標を立てた取組みの提案が他の委員からもあり、特別支援学校に関しては免許保有率が現在75.8パーセントで、それ以上の目標を立てるということで、それは良いことだと思いますが、ただ数値だけを追っていくことはやめてほしいと思います。資格の有無にかかわらず、長年特別支援教育に関わって一生懸命やっている教員もいます。専門性の向上というのは、教員一人ひとりの取り組む姿勢で変わってくることだと思います。本当の意味での特別支援教育のプロを育てることを考えていただきたい。期間採用でも、一生懸命特別支援教育に関わっている方は、積極的に正式採用にしていきたい。期間採用ということで継続して指導していただかずに残念な場合もあります。

人事交流は是非行っていただきたい。配置等に関してですが、特別支援学級の通算経験年数に関わるが、場合によっては小学校6年間、毎年担任が違うといったケースもあると思います。特別支援学校の教師に着任したのであれば、最低でも3年はいてほしいと学校長に要望をしたことがあります。「個別の教育支援計画」があるといっても、担任が変わるたびに、子どもの事を一から説明しなければならない状況がある。継続的に指導していただくことは、保護者として安心できる。専門性の向上に関しては、研究していただきたい。

(議長)

このような方向性で具体的なプランの策定に取りかかることについては、お認めいただけますでしょうか。

それでは、全体を通して、聞いておきたいことなどがありますでしょうか。

(委員：意見)

先ほど高等学校の教育として、子どもの問題を、特性としてとらえ対応していること、あえて発達障害としてとらえない可能性、保護者の連携や就労に関してなど、特別支援教育の枠に入れて考えることの困難さなどについて申し上げ、後ろ向きの発言と捉えられたかもしれませんが、そうではなく、特別支援教育が進まない理由として意見を出しました。

提案されている方向性に沿って、高等学校での特別支援教育を充実していくことは、保護者にとっても教員にとっても大切なことだと思います。

(委員：意見)

「個別の教育支援計画」には大きな期待をしています。作成率が低いですが、支援計画がきちんとできると、学校選択もうまくいくと思う。支援計画の作成率、実施率を高めていただきたい。

(議長)

高校の場合には、生徒たちの個性という受け止め方で実践をすればいいのではないのでしょうか。特別支援教育という枠組ではなくてもいいという話が出ましたが、医学的な診断はともか

くとして、障害についての特性は知っておく必要はあります。障害に伴う特徴があるとすれば、しっかりと把握して対応することが必要となり、どのような障害の診断が下されようが関係なく、どのように子どもを理解して、指導していくのかということが重要です。そういう意味では、今のご発言については、後ろ向きの発言ではないと思います。

(議長)

事務局から、「その他」はありますか。

(事務局)

特にありません。

(議長)

それでは、御協力ありがとうございました。

(議事終了)
